

川崎市高津区サッカー連盟規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称及び規約の目的)

- (1) 本連盟の名称は「川崎市高津区サッカー連盟」(以下「本連盟」)とする。
- (2) 本連盟は以下に掲げる目的及び事業の実現に資することを目的とする。

第 2 条 (目的)

- (1) 本連盟は少年・少女サッカーの普及及び技術力の向上を図り、少年・少女の健全育成を図る事を目的とする。
- (2) 地域への貢献を図る。

第 3 条 (事業)

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

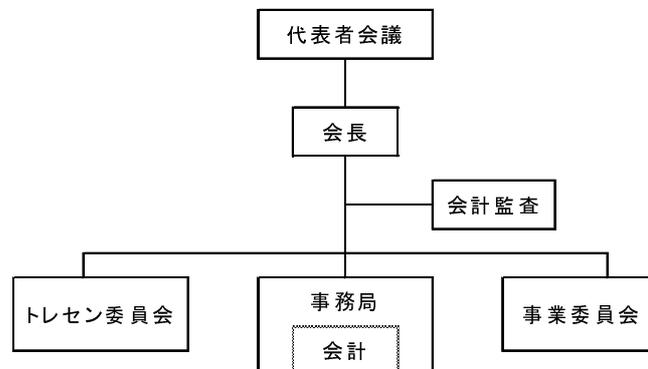
- (1) 各種サッカー大会(含む市協会主催サッカー大会の地区予選)及びその他サッカー関連行事等の企画運営。
- (2) トレーニングセンター(以下「トレセン」)、高津区選抜(以下「選抜」)に関する活動。
- (3) サッカーを問わず他団体および機関との交流・協力。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

第 2 章 組織 及び 役員

第 4 条 (組織)

本連盟は川崎市高津区内で活動する少年・少女サッカーチームをもって構成し、以下の会を組織する。

- (1) 代表者会議
- (2) 事務局
- (3) 各委員会



第 5 条 (役員)

本連盟は次の役員を置くことを基本とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 各委員会委員長 各委員会ごとに1名
- (4) 各委員会副委員長 各委員会ごとに1名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計監査 1名

第 6 条 (会務)

本連盟の会務を次の通りとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

- (2) 事務局長は本連盟全体の広報活動及び調整機能を担う。
 - ① 広報活動
 - ホームページ等のメンテナンス
 - 各種連絡
 - ② 各種大会・トレセン／選抜活動のグランド調整
 - ③ 大会申込み
- (3) 各委員長は次の会務にあたる。
 - ① 技術委員会 トレセン／選抜活動の企画運営
 - ② 事業委員会 各種大会・その他事業の企画運営
- (4) 会計は本連盟の会計を担当する。
- (5) 会計監査は本連盟の会計を監査する。

第7条（選出）

会長・委員長・副委員長・会計・会計監査は、他薦もしくは自薦し、代表者会議の承認を得るものとする。

第8条（任期）

役員・委員の任期は1年とする。但し、重任は妨げない。

第3章 会 議

第9条（代表者会議）

- (1) 代表者会議は、役員及び各加盟チームの代表者をもって構成し、次の事項について承認および決定する。
 - ① 事業計画に関する事
 - ② 予算・決算に関する事
 - ③ 加盟・除名に関する事
 - ④ 規約改正に関する事
 - ⑤ その他、会長・役員が付議した事項
- (2) 代表者会議は4月と9月に定例会議を行うが、必要に応じ会長に申し出て、臨時会議を招集できるものとする。
- (3) 代表者会議の承認・決定は出席者の過半数の賛成が必要である。

第10条（委員会）

- (1) 各委員会（含む事務局）は加盟チームよりメンバー（委員・コーチ）を委員長・副委員長の推薦もしくは自薦により選出し各委員会を組織する。
- (2) 新たに委員会を設立する場合は代表者会議での承認を得るものとする。
- (3) 各委員会には委員会以外のメンバーのオブザーバー参加を認める。
- (4) 委員・コーチの任期は1年とする。但し、重任は妨げない。

第4章 会 計

第11条（経費）

本連盟の経費は、加盟チームの分担金（以下「年会費」）及び寄付金、その他収入をもってあてる。予算は、各委員会からの申し出を考慮し公平性の原則をもって策定する。

第12条（加盟費）

年会費の額は代表者会議で決定する。

第13条（会計年度）

本連盟の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条（予算・決算）

本連盟の予算・決算は年度初めの4月に開催される代表者会議に報告し、承認を得る。

第15条（会計監査）

会計監査は、年度末及び必要に応じて会計関係について監査し、代表者会議に報告し承認を得るものとする。

第16条（経費支払い）

会計は各委員会の請求に対し経費支払いを行うが、予算外経費の支払いに関しては会長の承認を得るものとする。

第5章 加盟 及び 脱退

第17条（加盟）

連盟に加盟するときは、代表者会議全会一致の承認を得て加盟することができる。

第18条（遵守）

加盟チームは本規約を遵守しなければならない。

第19条（脱退）

加盟チームが脱退したい場合は、会長に届け出を行い脱退することができる。

第20条（除名）

加盟チームが本契約を遵守しない場合、もしくは公序良俗に反した場合は代表者会議の決議をもって除名処分とすることができる。

第6章 付則

第21条

本規約は平成25年9月1日より実施する。